

仕 様 書

本仕様書は、「加納浄水場ろ過池更生業務委託」について定めるものである。
なお、本仕様書の「甲」、「乙」というのは、本件契約書明示の甲、乙と同一とする。

1 目的

長年の使用で汚れが付着し粒径の変化したろ過砂、ろ過砂利を、洗浄篩い分けし、ろ材を清浄な状態に再生するとともに、補砂や篩い分けによる粒度調整を行い粒径の有効径と均等係数を整え、流出したアンスラサイトの補充を行い、ろ層のろ過性能を復元するもの。

また、ろ過池壁面や下部集水装置等のろ過池構造物についても清掃、点検を行い、施設寿命の延長とろ過池の安全性確保を目的とする。

2 作業内容

- (1) アンスラサイト、ろ過砂、ろ過砂利搬出 84m³

施工場所は1系11、12号池の2池である。

- (2) アンスラサイト洗浄 12m³

施工場所は1系11、12号池の2池である。

- (3) ろ過砂洗浄篩い分け（粒度調整） 48m³

ろ過砂洗浄篩い分け前に業務対象池の使用中のろ過砂について、ろ過砂試験を実施し、篩い分けサイズや洗浄方法等について十分検討を行い、粒度調整の予測されるシミュレーション結果を報告書にして甲に承諾を得たうえで作業にかかるものとし、承諾を得たシミュレーションに基づきろ過砂を篩い分け洗浄するものとする。その際、洗砂機を使用し、ろ過砂を揉み洗い洗浄するものとする。

また、洗浄後のろ過砂には、除マンガんに必要な最低限のマンガ層は残すものとし、マンガ付着量0.3mg/g以上（日本水道協会規格JWWA A103、水道用マンガ砂試験方法）を基準とする。

洗浄作業後のろ過砂の洗浄濁度は30度以下とする。

洗浄に必要な水は甲の指示する箇所から使用してよいが、電力については乙で用意し、排水については甲の指示する場所に排水すること。

また、余剰砂については甲の指定場所に置くこととする。

- (4) ろ過砂利洗浄篩い分け 24m³

ろ過砂利は良く洗浄し、4種類の大きさに篩い分けすること。

- (5) アンスラサイト、ろ過砂、ろ過砂利搬入敷き均し 84m³

アンスラサイト、ろ過砂、ろ過砂利の搬入敷き均しは、大きさごとに規定の層厚を敷き均し、その都度スケールをあて写真撮影すること。

- (6) ろ過池内点検、清掃 2池

ろ過砂、ろ過砂利搬出後、ろ過池内部は、高圧洗浄機等を用いて十分に洗浄を行い、集水装置についてはレオポルドブロック破損、目地部の剥離劣化等がないかの点検を行うこと。

点検時に異常箇所を発見した場合は、速やかに甲に報告し指示を受け、軽微な異常については甲と協議の上補修を行うものとする。

レオポルドブロックの集水孔については詰まり等を除去清掃するものとする。

排水については、道路間に排水用の埋設配管使用すること。ホースの繋ぎ込み場所は図面

を参照。

(7) アンスラサイト補充工 (アンスラサイトは、局支給) 70m³

アンスラサイトの補充は、70m³を補充するものとする。(施工場所 24 池)

支給するアンスラサイトは、有効径 1.5mm、均等係数 1.4 以下、品質については、日本水道規格 (JWWA A103) の選定標準に準拠し、水洗浄済みのホンゲイ炭である。

使用済みのアンスラサイト搬送用袋は、乙で処分するものとする。

補充の際、1 池のみ既存アンスラサイトの篩い分け試験を実施すること。

(8) 急速ろ過砂 有効径 0.6mm 均等係数 1.4 以下 4.8m³

納入する急速ろ過砂の品質については、日本水道規格 (JWWA A103) の選定標準に準拠しているものとする。

ただし、有効径、均等係数に関しては粒度調整シミュレーションの結果により変更できるものとする。

使用済みのろ過砂搬送用袋は、乙で処分するものとする。

(9) ろ過砂試験

1 施工前	1 検体/池	洗浄濁度試験、篩い分け試験、付着物試験 凝着物試験
2 洗浄篩い分け後	1 検体/池	洗浄濁度試験、篩い分け試験、付着物試験 凝着物試験
3 施工後	1 検体/池	篩い分け試験

3 作業用水

作業用水は、当局に支障のない範囲で支給する。使用にあたっては監督員の指示に従う。

4 安全管理

作業中は、ろ過池内への転落を防止するため、作業施工中は必要な安全措置を講じ、作業を施工する者については、衛生面に支障のない様、留意することとする。

5 衛生管理

ろ過池内部で作業するものは、「水道法第 21 条」、「水道法施行規則第 16 条」に準じた 6 ヶ月毎の感染症病原体検査を受診していること。(赤痢菌、サルモネラ菌、パラチフス菌、腸チフス菌)

6 作業日程

作業日程は、甲乙協議の上、決定するものとする。

7 予定表の提出

乙は、契約後直ちに本仕様書に基づき作業計画表を作成し、甲に提出するものとする。

8 保障

業務に起因する故障が発生したときは、乙の責任で故障の原因を調査し、修復するものとする。

9 事故処理

業務実施中、作業には十分に注意しなければならない。また、事故発生又は発生のおそれがあるとき、乙は直ちに必要な処置を講じたうえ、事故の状況及び処置内容を甲に報告し、甲の指示に従わねばならない。

なお、業務実施中における作業員の事故については、乙がその責任を負わねばならない。

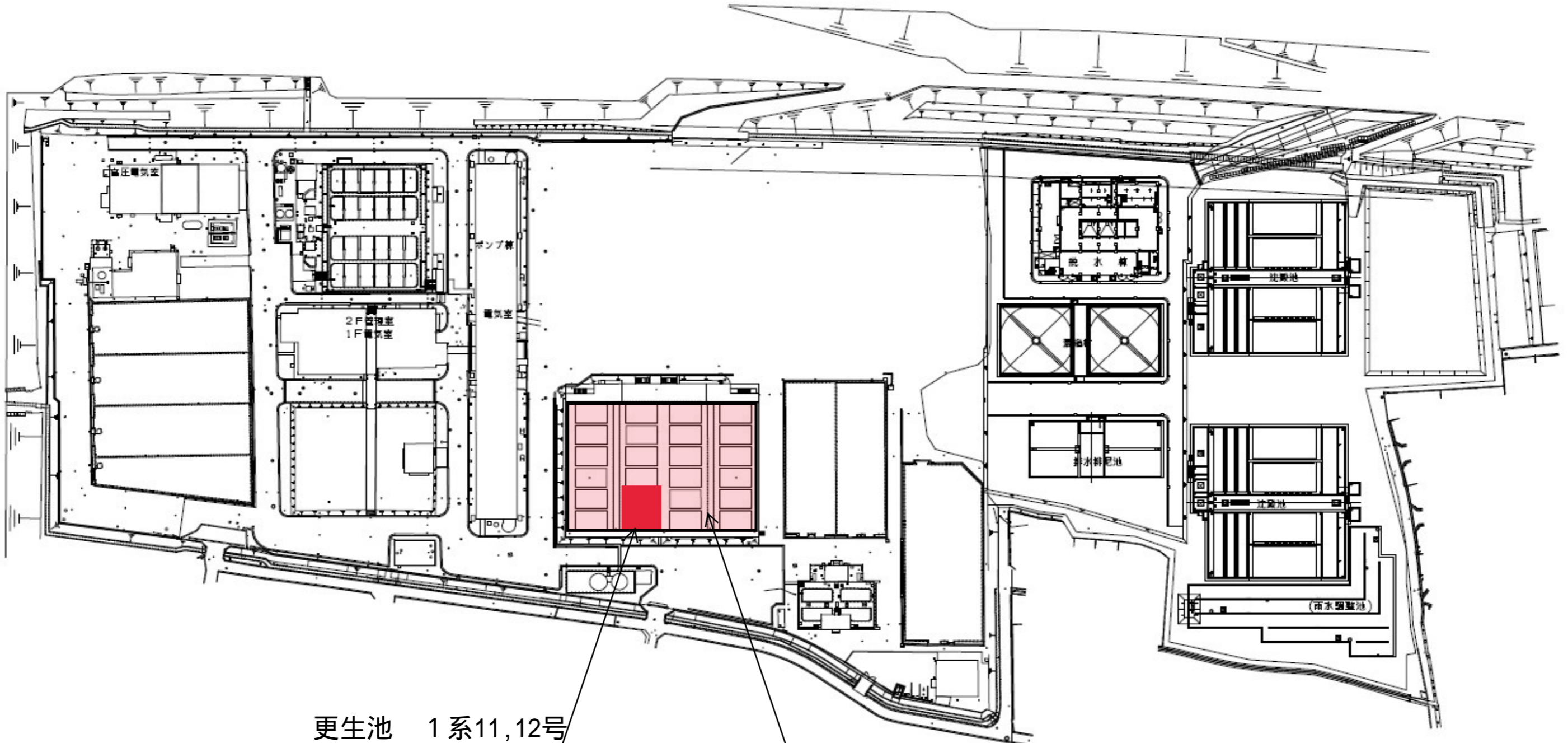
10 補則

本委託で発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。

報告書及び写真帳等の提出書類については、電子データも提出すること。

この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

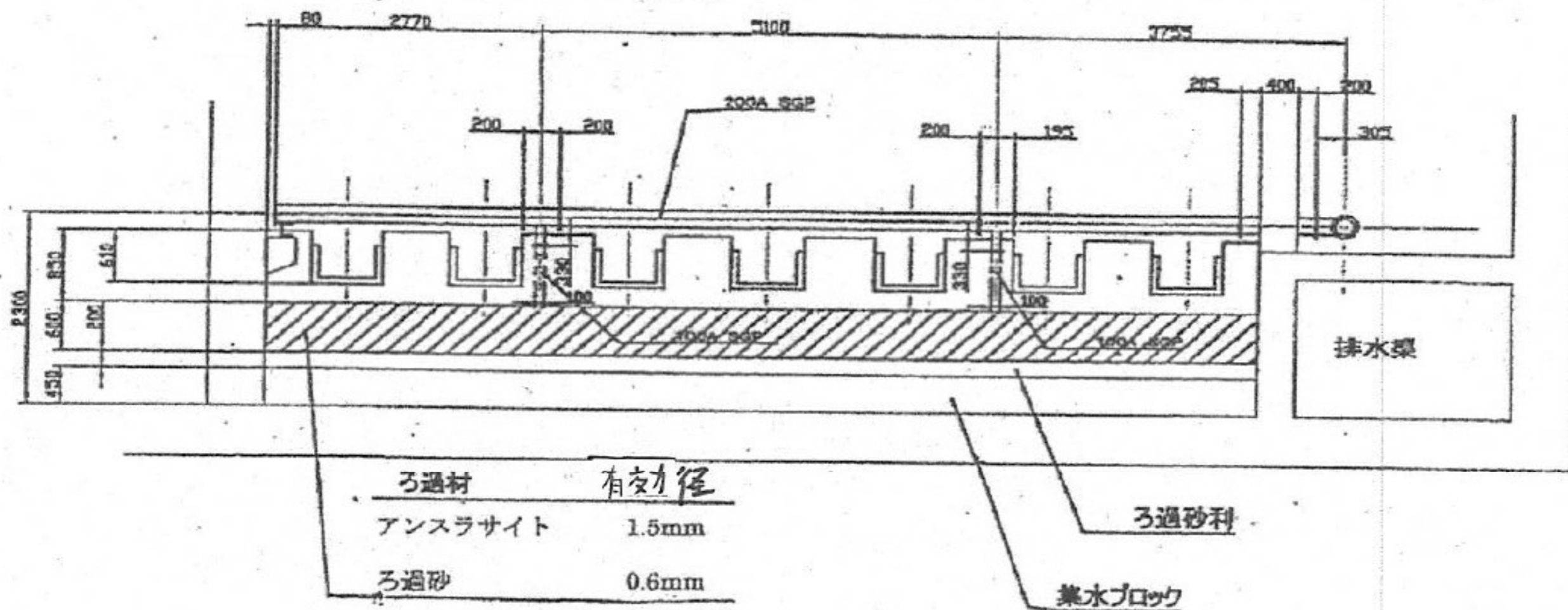
以上



更生池 1系11,12号

委託場所

件名	年度
加納浄水場ろ過池更正業務委託	R 8



加納浄水場ろ過池 断面図
S=1/100

件名	年度
加納浄水場ろ過池更生業務委託	R 8

埋設排水管図

急速ろ過池

接続部 (レバーカップリング)
80A アダプター (AL OZ-E)

既存埋設管 (d=0.3m~0.5m L=20m)
φ75サクシオンホース 0.5MPa (韌管FEP)

接続部 (レバーカップリング)
80A カプラー (AL OZ-G)

接続部以降
受注者にて用意

他工事
現場事務所

接続部以降
受注者にて用意

汚水池

件 名

年 度

加納浄水場ろ過池更正業務委託

R 8

積 算 書

委 託 名	加納浄水場ろ過池更生業務委託	
積 算 根 拠		
1	ろ材搬出工	一式
2	アンスラサイト洗浄篩分工	一式
3	ろ過砂揉み洗い洗浄篩分工	一式
4	ろ過砂利洗浄篩分工	一式
5	ろ過池内点検、清掃工	一式
6	ろ材搬入敷均工	一式
7	ろ過砂試験費	一式
8	アンスラサイト補充工	一式
9	ろ過砂(補充用)	4.8m ³
10	共通仮設費	一式
11	現場管理費	一式
12	諸経費	一式
	委託価格	
	消費税	
	合計	

業務委託契約書(案)

和歌山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(委託業務)

第1条 甲は、加納浄水場ろ過池更生業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 委託名称は「加納浄水場ろ過池更生業務委託」とする。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(委託業務の履行方法)

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

(委託金)

第4条 委託金の額は、 円(消費税及び地方消費税相当額 円を含む。)とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、和歌山市公営企業契約規程(平成17年水道局規程第10号)第5条第3号の規定により不納付とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行できないときは、その履行不能分に相当する委託金額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲は損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅延に係る損害金等)

第12条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額(その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められたとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除通知)

第16条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第19条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

2 第9条第2項及び第15条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（契約不適合責任）

第20条 甲は、納入した成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその修補、代替物の

引渡し若しくは不足物の引渡し、又は報酬の減額請求をし、これらとともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

2 前項に規定による修補、報酬の減額及び損害賠償の請求は、契約不適合を知った時から5年又は第14条第1項又は第2項（第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による業務履行の確認をうけた日から10年のいずれかが到来するまで行わなければならない。

3 前項にかかわらず、甲は、契約不適合があることを知った時から1年以内に乙に通知しなければ、第1項の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果品の契約不適合が甲の指図等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙が甲の指図等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（責任者の選任）

第22条 乙は、契約後直ちに委託業務内容に対応できる責任者（有資格者を含む。）を選任し、甲に届けなければならない。

（秘密の保持等）

第23条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（管轄裁判所）

第24条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（補則）

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地
氏名 和歌山市
和歌山市公営企業管理者
瀬崎 典 男

乙 住所
氏名

質問・回答について

1 委 託 名 称 加納浄水場ろ過池更生業務委託

2 委 託 番 号 47

3 担 当 課 上・工業用水道管理課（加納浄水場）

4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年7月10日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。